4　建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発および知識の普及に関する事項

4－1　地震ハザードマップの公表・活用

市民・建築物所有者の意識啓発のため、「防災マップ（ハザードマップ）・防災カルテ」の活用を推進します。

地震被害を緩和するためには、建築物の耐震化によるハード面での対策を着実に進めるとともに、災害情報の伝達体制や避難誘導体制の充実、ハザードマップの活用・浸透や過去の災害事例の紹介等による、住民の防災意識の啓発等、ソフト面での対策を推進することが重要です。

ハザードマップ、防災カルテは、地震被害の発生見通しと、避難場所等に関する情報を、住民にわかりやすく事前に提供することによって、平常時からの防災意識の向上と、住宅・建築物の耐震化を促進する効果が期待されます。

4－2　相談体制の整備および情報提供の充実

本市に設けたリフォーム相談窓口を通じて、充分な情報提供と制度活用への誘導を推進します。

引き続き、滋賀県との連携を基に、これらの窓口を通じて、「大津市木造住宅耐震診断員派遣事業」「大津市木造住宅耐震改修等事業」等に関する具体的な支援方策について充分な情報提供と制度活用への誘導を推進します。

また、滋賀県等が実施している住宅相談や窓口を活用した相談体制の充実方策について検討します。

4－3　パンフレット作成・配布、セミナー・講習会の開催・SNS 等を使った啓発

本市は滋賀県や事業者などと連携して、建築物所有者に対して建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発および知識の普及を積極的に推進します。

具体的には、耐震診断・耐震改修に関する事業の推進に資するためのパンフレットの作成や市民への配布等を行います。特に、耐震診断を受けていない建築物の所有者へのパンフレットの配布を通して、耐震診断・耐震改修の実施を促す等、耐震化に向けた施策を引き続き進めます。

また、建築物の所有者向けのセミナーや講習会を開催し、啓発および知識の普及の推進に努めます。

ウェブサイト、SNSやポケットおおつ等を活用した啓発事業等により、住宅の耐震診断・耐震改修に関するイベント開催の通知など情報発信を積極的に進めるとともに、滋賀県等が実施している住宅相談の紹介に努めます。

その他、以下のような各施策と連携し、普及・啓発に努めます。

① 防災点検・パトロール

春、秋と2回行っている防災点検や定期報告のない建築物のパトロール等の機会を通じて、地震防災対策の推進について、所有者、管理者等へ啓発、指導を行います。

② 住生活月間

毎年 10 月は「住生活月間」として、住宅に関し広く普及・啓発を行っていますが、今後この中で、市民に対する地震防災対策に関する情報提供を拡充していきます。

③ 総合防災訓練

毎年秋に、本市において総合防災訓練を実施していますが、このような機会に、建築物の地震防災対策に対する周知、啓発を行います。

④ 定期報告制度の活用

建築基準法第 12 条に基づく定期報告結果により、地震防災対策を積極的に行っていくよう、対象建築物の所有者、管理者等へ啓発、指導を行います。

⑤ 各種調査

既存建築物における地震対策等（窓ガラスの地震対策等）の調査を検討し、これらを通じて、所有者、管理者等に対し、地震対策の改善指導を行います。

4－4 防災教育の推進

防災知識の普及のためには、できるだけ早期からの防災教育を推進することが重要であり、学校等における幼児・児童・生徒への防災教育の充実が必要となります。

このため、大津市地域防災計画に係る災害予防計画（市民への防災知識の普及、要配慮者への防災知識の普及、幼児・児童・生徒への防災教育）の推進の中で普及を進めます（巻末図表 7 参照）。

4－5 リフォームについて

現在実施している「大津市木造住宅耐震改修等事業」により、講習を受けて登録された設計者や施工者の名前の公表や、本市の相談窓口における登録者名簿の閲覧等を通じて、市民に身近な技術者の紹介や情報提供を一層進めます。

さらに、住宅のリフォーム、バリアフリーリフォーム等の機会を捉えて、住まいを快適にするだけでなく、同時に耐震改修をすることにより耐震性を確保するといった合理的な住宅改修のメリットを知ってもらうための事例等の情報提供について、リフォーム事業者と連携した施策を展開します。

４－６　経済的な耐震改修等の方策の推進

耐震改修を実施する際、建築物所有者等と設計者および施工業者が相談し、所有者等が改修内容等を十分理解したうえで、個々の事情に応じた改修を行うことが重要です。そこで、次のような周知・誘導を推進します。

生命・財産を守る耐震改修を基本としますが、建築物所有者等の事情により、建物全体の耐震改修が困難でも、「生命だけは守りたい」という意向がある場合も考えられます。このため、建物倒壊による生命の危険を現状より低減させるための部分的または簡易な耐震改修について経済性と安全性を含めた情報提供を行い、建築物所有者が個々の事情にあわせた耐震改修方策を選択できるよう啓発を行います。

○　戸建や長屋などの住宅形式やライフスタイルに応じた経済的な耐震改修を促進するため、住宅の工法（在来工法、伝統構法など）に応じた計算法の採用による設計や、信頼できる多様な耐震改修工法について広く周知徹底を図ります。

○　リフォームにあわせた耐震改修について広く周知徹底を図り、耐震改修にかかる費用および労力の負担の軽減を図ります。

○　耐震診断・耐震改修補助制度等の活用

・大津市木造住宅耐震改修等事業、大津市既存民間建築物耐震診断補助事業

・耐震改修に関する優遇税制

耐震改修方策の選択フロー

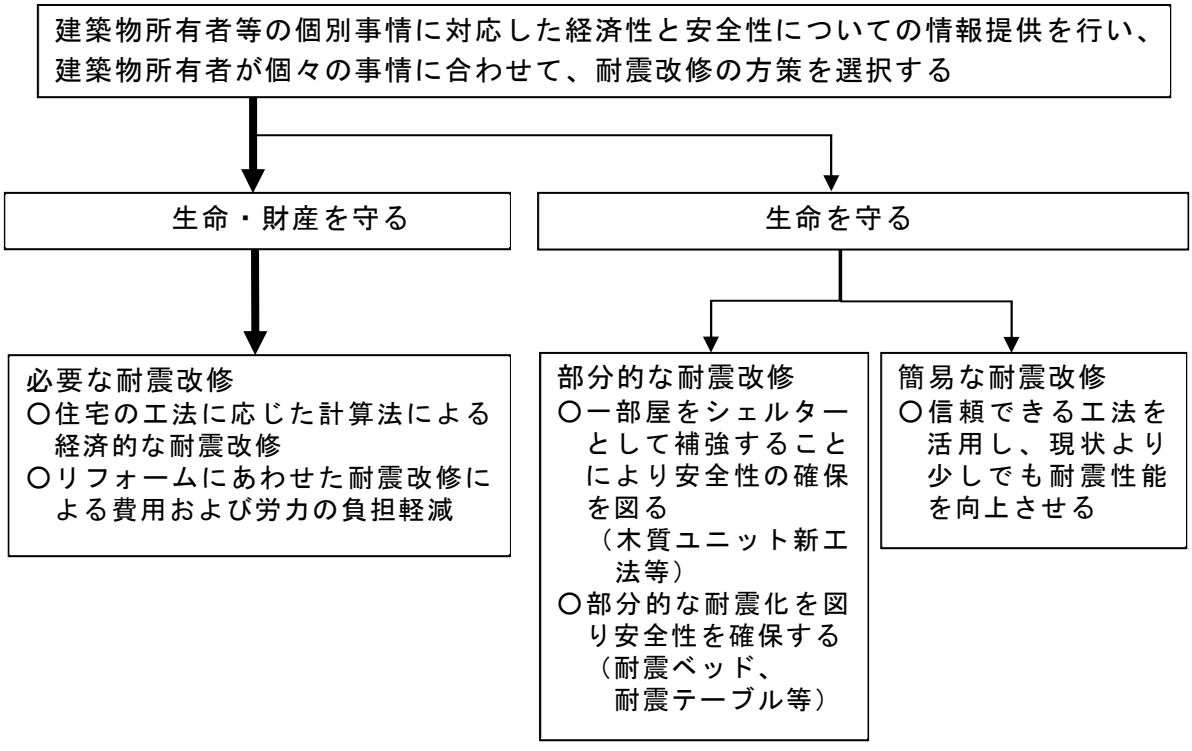

４－７　自主防災組織等との関係

地震防災対策は、住宅・建築物の所有者等が自らの問題・地域の問題として意識を持って取り組むことが大切です。

このことから、本市は滋賀県の支援のもと、自主防災組織等と連携した防災活動の実施や自治会等での出前講座の開催を通じて地域住民の防災意識の高揚に努めるものとします。

４－８　直接的な普及啓発

耐震診断・耐震改修の更なる促進を図るため、耐震化の重要性や必要性、耐震化に関する各種制度について市民への周知・普及を図ることを目的として「大津市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を策定し、住宅耐震化に係る取り組みを位置付け、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの改善・充実を図り、住宅の耐震化の促進に努めていきます。

また、過去に耐震診断を行ったが、耐震改修を行っていない特定建築物所有者に対して、周知啓発を進めていきます。